

第3学年 社会科（公民的分野）学習指導案

- 1 単元名 第2章 個人の尊重と日本国憲法
 第2節 人権と共生社会 「社会権」
- 2 単元について
- 3 単元の目標
- 4 単元の評価規準
- 5 単元の指導と評価の計画

} (省略)

3 本時の学習計画（本時4／6）

（1）目標

- ・社会権にはどのような種類がありどのような権利かを理解する。 【知識及び技能】
- ・社会権がどのような背景から保障されてきたかをふまえ、社会権は私たちにとってなぜ重要なのかを考え、説明することができる。 【思考力、判断力、表現力等】

<ヤングケアラーの扱いについて>

本時では、「人間らしい豊かな生活を送る権利」としての社会権の学習の中で、ヤングケアラーの存在や課題について触れる。社会権については憲法の条文に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されている。しかしヤングケアラーにとってそれが十分に満たされていない可能性があること、また社会権の中でも重要な「教育を受ける権利」が十分に行使できない場合があることを理解する。また、それを支える仕組みについても理解し、ヤングケアラーの現状や課題についての認識を深め、互いの立場を考えよりよい在り方につながるようにする。

（2）展開

時間	学習活動	指導上の留意点（・）評価規準（◇） <評価の観点>（評価方法）
導入7分	1 授業開始の心構えを整える。（持ち物、挨拶） 2 「人間らしい生活」とはどんなことか、現時点の考えを出し合う。 3 本時の課題を把握する。	・元気な挨拶と正しい服装で、整った姿勢と気持ちを持って授業に臨むよう働きかける。 ・現時点のイメージを出し合い、授業の方向性づけにつなげ関心を高める。
展開35分	4 憲法の条文（第25条）を教科書で確認し、基本的な語句を確認する。	【課題】社会権とはどのような権利で、なぜ重要なのだろう。 ・19世紀の産業革命の時期、格差の拡大や環境の悪化で生まれてきた権利であることを歴史の学習から引き出す。 【学習内容】

	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康で文化的な最低限度の生活」 ・「生存権」という ・生活保護法の根拠である <p>◇生存権が社会権の基本であることを理解している<知識・理解>（生徒観察、ワークシート）</p> <p>5 「ゆたかで人間らしい生活」に必要なものはどんなことか、グループで話し合う。</p> <p>6 教育と勤労が、人間らしい生活にとってなぜ重要かグループで話し合う。</p> <p>7 労働者の権利について説明を聞き理解する。</p> <p>8 ヤングケアラーにとつての「ゆたかな生活」の課題を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衣食住やお金などの物質面以外から考えさせ、趣味やスポーツなどの精神面や、教育、遊び、自分の時間などの面に意識が向かうよう発問する。 <p>【予想される生徒の反応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育を受けること ・働くこと ・音楽やスポーツなど ・自分の時間 <p>・現在受けている教育の意義や、勤労の意義を理解し、将来のキャリアなどへの意識につなげる。</p> <p>【予想される生徒の反応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活や職業に必要な知識や技能、人間関係などを身に付けるため ・収入の安定とともに、人生を充実させ、社会の役に立つため <p>◇人間らしい生活のために、教育と勤労の権利が保障されていることを理解している<知識・技能>（生徒観察、ワークシート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史（19世紀の欧州、明治の日本）での既習事項を生かす。 ・労働三権について説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・5で出し合った「ゆたかで人間らしい生活」の内容から関連させ、ヤングケアラーの置かれた状況について考える。 ・教育を受ける権利や、既習事項である「子どもの権利」のうち「育つ権利」なども関連させる。 ・実際にあったことや話を聞いて思ったことなどを話す中で、自分の状況について把握し、周囲に相談してもよいことなどを理解する。 <p>【予想される生徒の反応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育を受ける機会が制限されることがある
--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・友達と遊ぶ時間や自分の自由な時間がない ・自分の趣味やスポーツなどにかける時間が限られるなど
まとめ 8分	9 本時の学習内容を、基本的な用語を活用しながらまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> ・生存権および教育、勤労の権利が私たちの人間らしい生活を支えていることを利器できるようにする。 <p>まとめ 生存権、教育を受ける権利、勤労の権利などを社会権と呼び、それらの権利により人間が人間らしく文化的に生活を送ることができます。</p>
	10 本時の学びを振り返って、振り返りを記入する。	<p>◇生存権や教育、勤労の権利が、豊かな人生にとってなぜ重要なかを多面的・多角的に考察し、表現している<思考・判断・表現>（ワークシート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの取組や成果、疑問などについて振り返り次回につなげる。

社会権

3年 () 組 () 番 氏名 ()

1. 「人間らしい生活」とはどんなもの？

日本国憲法 第25条 第1項

すべて国民は、(①)で(②)な(③)の
生活を営(いとな)む権利を有する。……「」権

上記のようなくらしを送るために、まず最低限必要なものは、衣食住とある程度のお金。

・・・病気や失業などで働けない人に生活費を支給する「」法

☆衣食住やお金などの物質面以外でも「ゆたかな暮らし」のためにどんなことが必要だろう？

2. 教育を受けることと働くことは、人間らしい豊かな生活のためになぜ大事なのだろう？

(1) 教育を受けることはなぜ大事？

教育を受けることによって、
ことができる。

☆憲法では、() を無償としている。

「」法・・・教育の基本方針、平和で民主的な國の創り手を育てること

(2) 人生において、働くことはなぜ大事？

仕事について働くことで、
ことができる。

人間らしく豊かな働き方のために、労働者に認められている「労働基本権」

・・・やとい主に対して弱い立場にある労働者がやとい主に要求できるよう、

・「」権 ・「」権 ・「」権
が認められている。

3. 「ヤングケアラー」とは、どのような立場なのだろう？

ヤングケアラーとは

本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のことです。

ヤングケアラーは、家族のためにさまざまなケアを担っています。



- 病気や障害がある家族に代わり、家事をしている



- 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



- 病気や障害のあるきょうだいの世話や見守りをしている



- 目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



- 日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳している



- 病気や障害のある家族の身の回りの世話をしている



- 心が不安定な家族の話を聞いている



- がん・難病など慢性的な病気の家族の看病をしている



- 家計のために働いて、病気や障害のある家族を助けている



- 病気や障害のある家族の入浴やトイレの介助をしている

埼玉県の調査

(令和2年)

高2のうち4%の人
がヤングケアラー
(25人に1人)で、
うち75%が高校以
前からケアをして
いる。

親などが病気や仕事
のため、高齢の家族
や小さい弟・妹の世
話などをしている、
家事を多く担ってい
る、家族の通訳をし
ているなどの例があ
る。

(「ヤングケアラーってなに？」埼玉県福祉部地域包括ケア課)

自分や友達、知っている人について、1つでもあてはまる場合はある？

「ヤングケアラー」にとって、「ゆたかに生きる」うえでどのような権利が十分に保障されなかったり、どのような機会や場面が十分に得られなかったりする可能性があるだろう？

※国連「子どもの権利」も参考にしてみよう。

☆自分自身や身の回りのヤングケアラーの人について、どのようなサポートができるだろう？

本日の振り返り：今日の学習を通してわかったこと、疑問、大切だと思ったことなどを振り返ろう
